

島根原子力発電所 2 号機の再稼働に係る市の意見について

島根原子力発電所 2 号機（以下「島根原発 2 号機」という。）については、令和 3 年 9 月 1 5 日に原子力規制委員会から原子炉設置変更許可が出されました。

本市は、島根原発 2 号機の再稼働判断にあたって、「安全性」、「必要性」、「住民の避難対策」等を踏まえ総合的に判断するため、これまで、国及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）から説明を受けるとともに、住民説明会、原子力発電所環境安全対策協議会、原子力安全顧問会議を開催し、それぞれの場で意見を伺ってきました。

また、県知事・3 市長会議では、住民説明会等でいただいた意見を踏まえ、国、県及び中国電力に対し、意見や要望を伝えるとともに、これらの状況を、随時、市議会に報告してきました。

そうした中、令和 3 年 1 2 月 1 4 日に、県から、「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づき、本市の考えを聴きたい旨、依頼がありました。

そして、令和 4 年 2 月 1 4 日に、市議会全員協議会において、島根原発 2 号機の再稼働に関して、議会でとりまとめられた意見を伺いました。

これらの経過を踏まえ、島根原発 2 号機の再稼働判断にあたり、以下のとおり市としての考え方を項目ごとにまとめました。

まず、「安全性」に関しては、国は、福島第一原子力発電所の事故の教訓や、国内外からの指摘、諸外国の規制基準も確認しながら、日本の自然条件の厳しさ等も考え合わせて策定した新規制基準に基づく安全対策が実施されれば、放射性物質の大量放出に至るような重大事故が発生する可能性は極めて低く抑えられると説明しています。その一方で、絶対の安全を保障するものではないともされていますが、新たな知見が得られれば、基準に反映し適用され、常に、より高いレベルの安全基準を求める仕組みであると説明しています。

中国電力は、安全性に関し、新規制基準や新しい知見等を踏まえ、徹底した設備対策と緊急時対応力の向上を両軸に安全性の向上に取り組むこと、また、不適切事案を生じさせないよう、トップ自らの責任として対応していくと説明しています。

これらの説明に対し、原子力安全顧問からは、今後、取り組んでいくべき課題について意見がありましたが、国及び中国電力の安全対策を疑問視する意見はありませんでした。

市としては、福島第一原子力発電所及び島根原子力発電所の現地視察を行い、事故の教訓等が新規制基準に反映されていること、そして、その基準に基づき、島根

原発2号機の安全対策工事が進められていることを確認しました。

以上のことから、引き続き、より高い安全対策が講じられるよう、国及び中国電力の取組を注視していくことを前提に、現時点においては、最大限の安全対策が講じられていると考えます。

次に、「必要性」に関しては、国は、資源の乏しい日本において、また地球温暖化対策として化石燃料の依存度の低減を進める中であって、安定かつ安価な電源を供給するためには、安全を最優先に、原子力発電の活用が必要不可欠であると説明しています。

原子力発電は、その依存度を可能な限り低減し、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進していくべきと考えますが、安定供給、蓄電、相互融通のための技術開発やコスト低減には不確実性があり、現時点、再生可能エネルギーのみで電力需要を賄うことは困難です。

化石燃料の輸入に頼っている日本は、現在、世界的な価格高騰の影響を受け、発電コストが上昇し、生活必需品も含め価格が上昇し、国民生活は圧迫されています。そうしたことを背景に、本市経済界からは、市民の暮らしと経済の健全な発展のために、島根原発2号機の再稼働を期待する強い要望がなされました。

市民生活や社会経済活動の維持、また環境への負荷を考慮すると、当面は、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの徹底を図りながら、安全性の確保を前提に原子力発電をベースロード電源と位置付けた、国のエネルギー政策は理解できます。

最後に、「住民の避難対策」に関しては、原子力災害のリスクはゼロではなく、また、原子力発電所が所在している以上、その稼働の有無に関わらず、万全な対策を講じていく必要があります。

国は、福島第一原子力発電所の事故の教訓や国際原子力機関の安全基準等を踏まえて、「原子力災害対策指針」を策定し、県及び市は、同指針に基づく広域避難計画を策定しています。

原子力災害時の避難対策は、国、県、市及び関係機関が緊密に連携して対応にあたる必要があるため、それぞれが策定した避難計画を「島根地域の緊急時対応」としてとりまとめられ、昨年9月に、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議において、具体的かつ合理的であると了承されました。

なお、避難計画、避難対策には終わりはなく、新たな知見や技術の進歩に応じて、不断の見直しを行っていく必要があります。

本市としては、避難対策の実効性を更に高めるため、国、県及び関係機関と連携し、より実践的な原子力防災訓練を積み重ねるとともに、市民へのわかりやすく丁寧な周知と説明を行っていきます。

以上、島根原発2号機については、安全性、必要性、住民の避難対策等を総合的に勘案した結果、下記のとおり、付帯意見を付した上で、再稼働を容認することとします。

記

○島根県への回答（意見） . . . 資料 1

○中国電力株式会社への回答（意見） . . . 資料 2

資料 1

防 災 第 号
令和 4 年 (2022) 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

出雲市長 飯 塚 俊 之
(防災安全部防災安全課)

**「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る
覚書に基づく県からの意見照会について (回答)**

このことについて、令和 3 年 1 2 月 1 4 日付、原第 6 3 8 号で依頼のありました
「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく
意見照会につきまして、別紙のとおり回答いたします。

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく
県からの意見照会について（回答）

島根原子力発電所2号機の再稼働については、安全性、必要性、住民の避難対策等を総合的に勘案した結果、容認します。

なお、容認するにあたっては、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

記

付帯意見

【中国電力株式会社に求める事項】

1. 早期に立地自治体と同様な安全協定を締結すること。
2. 島根原子力発電所の安全対策については、新規制基準に基づく対策はもとより、新たな知見に基づき更なる安全性を追求すること。
3. 新たな計画、申請（変更を含む）、安全対策等を行う場合は、周辺自治体及びその市民に対して、わかりやすく丁寧な情報提供に努めること。
4. 原子力規制委員会における審査及び検査の状況については、適宜、市民に対して、わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。
5. 不適切事案により、原子力発電所の事業者としての資質を問われないよう、協力会社を含め万全の管理と安全教育を徹底すること。
6. 原子力発電所の運用、重大事故等の対処について、原子力発電に携わる全ての職員が、施設、設備を支障なく使いこなせるように人的訓練を十分重ねて、万全の体制を構築すること。
7. 広域避難計画について、避難や避難所における避難者への支援等、事業者として最大限関与すること。
8. 原子力発電に伴い発生する使用済燃料及び高レベル放射性廃棄物については、国との連携のもと、事業者の責任において処分すること。

【県に求める事項】

1. 出雲市を含む周辺自治体が、立地自治体と同様な安全協定を早期に締結できるよう、必要な支援を講ずること。
2. 広域避難計画について、避難道路の対策（道路整備、渋滞対策等）、避難手段の確実な確保（避難車両の確保、避難ルートの多重化）、複合災害時の対策、感染症などへの対策、受入先自治体の理解促進、避難行動要支援者の避難支援の充実、住民への周知、理解の促進など、更なる実効性の向上を図る取組を、引き続き積極的に講ずること。

【県を介して国に求める事項】

1. 原発の稼働・再稼働については、原発事故のリスクに鑑みて、UPZの区域を含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築すること。また、新たな法制度構築までの暫定的措置として、電力事業者と、立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。
2. 島根原子力発電所の新規制基準適合性審査等にあたっては、住民の安全確保の観点から厳格に審査を行うこと。また、中国電力株式会社が、過去に不適切事案を発生させたことを踏まえ、日常の原子力規制検査においても、適切かつ厳格な指導を行うこと。
3. 国のエネルギー政策として、安全性を前提とした上で、安定供給を第一とし、経済効率性の向上、環境への適合を図るため、再生可能エネルギーの普及促進を加速させるとともに、将来的には原子力発電への依存度を可能な限り低減させ、持続可能な電源確保に向けた取組を着実に進めること。
4. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行なわれるよう、使用済燃料の再処理等の取組を加速させるとともに、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する取組を国及び電力事業者の責任において、着実かつ早期に進めること。
5. 国のエネルギー政策、原子力発電の安全対策及び避難対策について、今後も引き続き、自治体等の要請に応じて説明を行うこと。
6. 広域避難計画がより実効性のあるものとなるよう、国の関与を強め、原子力防災体制の更なる充実・強化に向けた取組を促進すること。
7. 原子力発電所の周辺地域においても原子力防災対策に必要な財源を措置すること。

防 災 第 号
令和 4 年(2022) 月 日

中国電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 清水 希茂 様

出雲市長 飯 塚 俊 之
(防災安全部防災安全課)

**「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の
安全確保等に関する協定」に基づく意見について**

島根原子力発電所 2 号機の再稼働について、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」第 5 条第 2 項に基づき、次のとおり意見します。

島根原子力発電所2号機の再稼働に係る出雲市の意見について

島根原子力発電所2号機の再稼働については、安全性、必要性、住民の避難対策等を総合的に勘案した結果、容認します。

なお、容認するにあたっては、出雲市民の安全と安心を守る立場から、関係法令等の遵守はもとより、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」に基づく、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

記

付帯意見

1. 早期に立地自治体と同様な安全協定を締結すること。
2. 島根原子力発電所の安全対策については、新規制基準に基づく対策はもとより、新たな知見に基づき更なる安全性を追求すること。
3. 新たな計画、申請（変更を含む）、安全対策等を行う場合は、周辺自治体及びその市民に対して、わかりやすく丁寧な情報提供に努めること。
4. 原子力規制委員会における審査及び検査の状況については、適宜、市民に対して、わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。
5. 不適切事案により、原子力発電所の事業者としての資質を問われないよう、協力会社を含め万全の管理と安全教育を徹底すること。
6. 原子力発電所の運用、重大事故等の対処について、原子力発電に携わる全ての職員が、施設、設備を支障なく使いこなせるように人的訓練を十分重ねて、万全の体制を構築すること。
7. 広域避難計画について、避難や避難所における避難者への支援等、事業者として最大限関与すること。
8. 原子力発電に伴い発生する使用済燃料及び高レベル放射性廃棄物については、国との連携のもと、事業者の責任において処分すること。

＜参考資料 1＞

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書

島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定について下記のとおり確認する。

記

- 1 県安全協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、次の（１）から（３）の手続を経ることとする。
 - （１）甲は乙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
 - （２）甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。
 - （３）前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。

その際、乙から甲に対し意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。
- 2 乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合には、甲に対し、県安全協定第 1 1 条に定める立入調査の実施を要請することができるものとする。
- 3 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、乙に意見を聴取の上、県安全協定第 1 2 条に定める適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを、中国電力に対し、求めるものとする。

平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日

令和 3 年 1 0 月 1 5 日一部改正

甲 島根県
乙 出雲市
安来市
雲南市

<参考資料2>



原 第 6 3 8 号
令和3年12月14日

出 雲 市 長 様

島根県知事 丸 山 達 也
(防災部原子力安全対策課)

『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』
に係る覚書」に基づく手続きについて（依頼）

本県の原子力行政につきましては、平素から格別のご理解、ご協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、島根原子力発電所2号機につきましては、本年9月15日に原子力
規制委員会から設置変更許可が出され、それを受けて中国電力(株)から本県に
対し、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条に
基づく事前了解のお願いがありました。

また、同日、経済産業省から本県に対し、島根原発2号機の再稼働を進め
る政府方針への理解を要請されました。

島根原発2号機の再稼働判断に当たっては、住民説明会、住民団体の代表
も参加する安全対策協議会、専門家である原子力安全顧問のご意見をお聴き
しておりますが、今後、貴市をはじめとする関係自治体、県議会のご意見を
伺い、総合的に判断する考えです。

つきましては、『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協
定』に係る覚書」に基づき、貴市の「考え」をお聴かせいただきますようお願い
いたします。

＜参考資料 3＞

島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等 に関する協定（抜粋）

出雲市（以下「甲」という。）、安来市（以下「乙」という。）、雲南市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民（以下「市民」という。）の安全確保を目的として、次のとおり協定を締結する。

（計画等の報告）

第5条 丁は次の事項について、甲、乙及び丙に報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
- (2) 原子炉施設（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）」に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）」第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更
- (3) 原子炉の廃止に伴う廃止措置計画の策定及び重要な変更

2 甲、乙及び丙は前項に関し、意見があるときは、丁に対し意見を述べることができるものとし、丁は誠意をもって対応するものとする。

平成29年2月10日

甲 出雲市
乙 安来市
丙 雲南市
丁 中国電力株式会社

<参考資料4>

○島根原子力発電所2号機に関する経過

期 日	内 容
令和3年 8月11日	安全協定締結の申し入れに対する中国電力（株）からの回答（1回目）
8月19日	資源政策推進特別委員会・総務委員会・環境経済委員会合同協議会 総務委員会・資源政策推進特別委員会連合審査会
8月24日	安全協定締結の申し入れに対する中国電力（株）からの回答（2回目）
9月 7日	国の原子力防災会議で「島根地域の緊急時対応」を了承
9月14日	第1回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議 （以下「知事・3市長会議」）
9月15日	島根原子力発電所2号機の原子炉設置変更許可
10月 6日	総務委員会・資源政策推進特別委員会連合審査会
10月 8日	出雲市広域避難計画の改定
10月12日	市議会全員協議会（臨時：国・中国電力からの説明）
10月19日	3市長による島根原子力発電所視察
10月24日	島根原子力発電所に関する住民説明会（県・市共催）
11月 1日	出雲市原子力安全顧問会議
11月 5日	出雲市原子力発電所環境安全対策協議会
11月 9日	第2回知事・3市長会議
11月18日	島根原子力発電所に関する住民説明会（市主催）
11月20日	島根原子力発電所に関する住民説明会（市主催）
11月22日	副市長による島根原子力発電所視察（議会視察に同行）
11月26日 ～27日	市長による福島第一原子力発電所視察
11月29日	総務委員会・資源政策推進特別委員会連合審査会
11月30日	市議会全員協議会（住民説明会等の開催と広域避難計画改定）
12月11日	第3回知事・3市長会議
12月14日	島根原子力発電所2号機の再稼働に係る県からの意見照会
12月16日	総務委員会・資源政策推進特別委員会連合審査会
12月20日	市議会全員協議会（知事・3市長会議の開催ほか）
令和4年 1月22日	出雲市原子力発電所環境安全対策協議会
2月 4日	総務委員会・資源政策推進特別委員会連合審査会
2月14日	市議会全員協議会（臨時：議会意見の報告）